

5 高長社第 1288 号
令和 6 年 2 月 1 5 日

各市町村担当課長 様
各居宅介護支援事業者 様

高知県子ども・福祉政策部長寿社会課長

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について

介護保険の被保険者に対する障害者総合支援法に基づく自立支援給付につきましては、介護保険法の規定による保険給付または地域支援事業が優先されることとなりますが、この適用関係については、一律に取り扱うものではなく、心身の状況や必要とする理由等など、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について関係機関と連携しながら、支給決定を行うこととされています。

このことについては、市町村担当者説明会や介護支援専門員研修の場において周知してきたところですが、再度、別添の厚生労働省の通知を確認いただき、市町村担当や居宅介護支援事業所、相談支援専門員等と連携して、適切に支給決定をいただきますようお願いいたします。

担当 長寿社会課 介護事業者 今上
T E L:088-823-9632
F A X:088-823-9259
M a i l :060201@ken.pref.kochi.lg.jp